

重要事項説明書

記入年月日	令和3年7月31日
記入者名	須藤 篤
所属・職名	住宅型有料老人ホーム 大きな手・鶴見橋 施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)いりょうほうじんぎんれいかい 医療法人銀嶺会	
主たる事務所の所在地	〒 558-0015 大阪府大阪市住吉区我孫子西二丁目2番20号エスタアブレ1階	
連絡先	電話番号／FAX番号	06-6608-0119 / 06-6608-0119
	メールアドレス	sutou@ginreikai.jp
	ホームページアドレス	http:// ginreikai.jp
代表者（職名／氏名）	理事長 / 土田 耕正	
設立年月日	平成 23年6月6日	
主な実施事業	※別添1（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)じゅうたくがたゆうりょうろうじんほーむ おおきなて つるみばし 住宅型有料老人ホーム 大きな手・鶴見橋	
届出・登録の区分	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	
有料老人ホームの類型	住宅型	
所在地	〒 557-0031 大阪府大阪市西成区鶴見橋三丁目2番5号	
主な利用交通手段	地下鉄四つ橋線 花園町駅より 徒歩8分	
連絡先	電話番号	06-4392-1190
	FAX番号	06-4392-0091
	ホームページアドレス	http:// ginreikai.jp
管理者（職名／氏名）	施設長 / 須藤 篤	
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日（登録番号）	平成 26年5月1日	平成 25年3月14日 大阪市 (24) 0047

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり					
	賃貸借契約の期間	平成	26年4月1日			～	平成	51年3月31日			
	面積	484.58 m ²									
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり					
	賃貸借契約の期間	平成	26年4月1日			～	平成	51年3月31日			
	延床面積	1,846.47 m ²		うち有料老人ホーム部分		1,648.77 m ²					
	竣工日	平成	25年3月14日			用途区分	有料老人ホーム				
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：							
	構造	鉄筋コンクリート造		その他の場合：							
	階数	6階		(地上		階、地階		階)			
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性						適合している				
居室の状況	総戸数	45戸		届出又は登録をした室数				45室			
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相部屋の設定員数等)		
	一般居室個室	○	○	×	○	○	18.28	42	一人部屋		
	一般居室個室	○	○	×	○	○	18.61	3	一人部屋		
共用施設	共用トイレ	3ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ			3ヶ所				
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			3ヶ所				
	共用浴室	大浴場		1ヶ所		個室		1ヶ所			
	共用浴室における介護浴槽			ヶ所				ヶ所			
								その他：			
	食堂			1ヶ所		面積		121.28 m ²			
	入居者や家族が利用できる調理設備	なし									
	エレベーター	あり(車椅子対応)				1ヶ所					
	廊下	中廊下		1.9 m		片廊下		m			
	汚物処理室			2ヶ所							
緊急通報装置	居室	あり		トイレ	あり		浴室	あり		脱衣室	あり
	通報先	2階 事務室			通報先から居室までの到着予定時間			1分			
	その他										
消防用設備等	消火器	あり		自動火災報知設備		火災通報設備					
	スプリンクラー	あり		なしの場合(改善予定時期)							
	防火管理者	あり		消防計画		あり		避難訓練の年間回数		2回	

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		私たちは介護や支援が必要になったご高齢の皆様が、安心して毎日を送ることができるように様々な取り組みや環境の整備を行っています。運営元は安心の医療法人銀嶺会。充実の医療で必要に応じて様々なサポートをご入居の皆様にご提供いたします。
サービスの提供内容に関する特色		<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人銀嶺会の経営基盤に基づく運営 ・利便性や安全性、プライバシーを重視した住環境の提供
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	なし	
食事の提供	委託	株式会社プラン・ドゥ・クリエイト
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	なし	
健康管理の支援（供与）	なし	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		状況把握サービスは、日中・夜間の見守りと外出等の把握。生活相談サービスは、生活面に関する相談対応と各種サービスの紹介。
サ高住の場合、常駐する者		日中は職員にて、夜間は職員又は同法人の事業所の職員にて対応。
健康診断の定期検診	委託	土田クリニック
	提供方法	年2回 定期健康診断の機会を設定。
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		<ol style="list-style-type: none"> ①虐待防止に関する責任者は管理者（須藤篤）です。 ②従業員に対し、虐待防止勉強会を開催します。 ③定期的に高齢者虐待防止委員会を開催し不適切なケアがないかなど、虐待防止のための啓発・周知等を行います。 ④職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した報告があった場合は、速やかに市町村に通報します。
身体的拘束		<ol style="list-style-type: none"> ①身体拘束は原則禁止しており、三原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況をにに応じて、その方法、期間（最長で1か月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録します。また、家族等へ説明を行い、同意を頂きます。（継続して行う場合は概ね1か月毎行う。） ②経過観察及び記録をします。 ③2週間に1回以上、ケース検討会議等を開催し、入居者様の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討します。 ④1か月に1回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組みます。

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) りはびりでいさーびすおおきなて・つるみばし リハビリデイサービス大きな手・鶴見橋
主たる事務所の所在地	557-0031 大阪府大阪市西成区鶴見橋3-2-5
事務者名	(ふりがな) いりょうほうじん ぎんれいかい 医療法人 銀嶺会
併設内容	デイサービス（通所介護）

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) かいごしえんせんたー・つるみばし 介護支援センター・鶴見橋
主たる事務所の所在地	〒 557-0031 大阪府大阪市西成区鶴見橋3-1-17
事務者名	(ふりがな) いりょうほうじん ぎんれいかい 医療法人 銀嶺会
連携内容	入浴、排せつ、外出又は食事の介護 (介護保険外サービス)

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介助		
	その他の場合：		
協力医療機関	名称	医療法人 銀嶺会 土田クリニック	
	住所	大阪府大阪市住吉区我孫子西2-2-20	
	診療科目	内科	
	協力内容	訪問診療、急変時の対応	
		その他の場合 月2回程度の訪問診療・外来診療等	
	名称	医療法人嘉健会 思温病院	
	住所	大阪府大阪市西成区松1丁目1番31号	
	診療科目	内科、胃腸内科、外科、整形外科、泌尿器科、リハビリテーション科	
協力内容	急変時の対応		
	その他の場合 外来診療・緊急時の入院治療等		
協力歯科医療機関	名称	福森歯科クリニック	
	住所	大阪府大阪市福島区鷺洲1-7-39-1F	
	協力内容	訪問診療	
その他の場合 月2回程度の訪問診療			

(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合	その他		
	その他の場合		
判断基準の内容			
手続の内容			
追加的費用の有無	なし	追加費用	
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無	なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	なし	変更の内容
	便所の変更	なし	変更の内容
	浴室の変更	なし	変更の内容
	洗面所の変更	なし	変更の内容
	台所の変更	なし	変更の内容
	その他の変更	なし	変更の内容

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	次の①または②に該当するものである。 <p style="text-align: right;">① ②高</p> 単身高齢者世帯 高齢者＋同居者（配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族/特別な理由により同居させる必要があると知事等が認めている者）（「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。）		
契約の解除の内容	事業所からの解除：賃貸借契約書第12条の通りとします。 入居者様からの解除：書面において、退居1か月前にご連絡下さい。		入
事業主体から解約を求める場合	解約条項	（契約の解除）第12条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにも関わらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。 <p style="text-align: center;">一 第4条第1項に規程する賃料支払義務 二 第5条第2項に規程する共益費支払義務 三 第7条第3項に規程する状況把握・生活相談サービス料金支払義務 四 前述第1項後段に規程する費用負担義務</p> 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにも関わらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至った時は、本契約を解除することができる。 <p style="text-align: center;">一 第3条に規程する本物件の使用目的遵守義務 二 第10条各項に規定する義務（同条第3項に規程する義務のうち、別表第1第6号から第8号までに掲げる行為に係るものを除く。） 三 その他本契約に規程する乙の業務</p> 3 甲は、乙が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正の行為によって本物件に入居した時は、本契約を解除することができる。 4 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。 <p style="text-align: center;">一 第8条各号の確約に反する事実が判明した場合 二 契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当することとなった場合</p> 5 甲は、乙が別表第1第6号から第8号までに掲げる行為を行った場合には、何らかの催告も要せずして、本契約を解除することができる。 <p style="text-align: right;">（契約の消滅） 第14条 本契約は、天才、地震、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により本物件が滅失した場合には、当然に消滅する。</p>	
	解約予告期間		
入居者からの解約予告期間	1ヶ月	（乙からの解約） 第13条 乙は、甲に対して少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。 <p style="text-align: center;">2 前項の規程に関わらず、乙は、解約申入れの日から30日分の賃料及び状況把握・生活相談サービス料金（本契約の解約後の賃料相当額及び状況把握・生活相談サービス料金相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。</p>	
体験入居	あり	内容	1泊2日～ 8,000円（食費・入浴込）
入居定員	45人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			兼務している職種名及び人数
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1		
生活相談員				
直接処遇職員	18		18	
介護職員	18		18	
看護職員				
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄養士				
調理員				
事務員	1	1		
その他職員	3	1	2	

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
介護福祉士	13		13	
介護職員初任者研修修了者	5		5	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計	
	常勤	非常勤
看護師又は准看護師		
理学療法士		
作業療法士		
言語聴覚士		
柔道整復士		
あん摩マッサージ指圧師		

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (17時～9時)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	2人	1人
生活相談員	人	人
	人	人

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				なし					
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称		介護福祉士・介護支援専門員				
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数										
前年度1年間の退職者数										
就業した職員に 従事した経験 年数に応じた 人数	1年未満		2	2						
	1年以上 3年未満		3	3						
	3年以上 5年未満		2	1						
	5年以上 10年未満		5							
	10年以上									
備考										
従業者の健康診断の実施状況			あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式	一部前払い・一部月払い方式	
	選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	あり	
	内容： 家賃、共益費、状況把握・生活相談サービス費	
利用料金の改定	条件	土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合や土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合、近傍同種の建物の資料の賃料に比較して賃料が不相当となった場合、また維持管理費の増減により共益費が不相当となった場合は、運営懇談会の意見を聴いた上で、入居契約書に定める月額利用料を改定することができる。
	手続き	事業者は入居者及び身元引受人へ事前に通知するとともに、入居者は入居契約書表題部に定める月額利用料に代えて、改定後の月額利用料を支払う。

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2
入居者の状況	要介護度	要支援1～要介護5	要支援1～要介護5
	年齢	65歳以上	65歳以上
居室の状況	部屋タイプ	一般居室個室	一般居室個室
	床面積	18.28㎡	18.61
	トイレ	あり	あり
	洗面	あり	あり
	浴室	なし	なし
	台所	あり	あり
	収納	あり	あり
入居時点で必要な費用	敷金	200,000円	200,000円
月額費用の合計		125,200円	133,200円
家賃		42,000円	50,000円
※ 保 険 外 サ ー ビ ス 費 用 (介 護	食費	46,200円	46,200円
	共益費	15,000円	15,000円
	状況把握及び生活相談サービス費	22,000円	22,000円
備考 介護保険費用1割から2割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。）※有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。）			

(利用料金の算定根拠等)

家賃	建物の賃借料、設備備品費、借入利息等を基礎として、1室あたりの家賃を算出	
敷金	家賃の	4.7ヶ月分
	解約時の対応	賃貸借契約書第6条の通り
前払金	なし	
食費	事業者が提供する食事に係る費用	
共益費	廊下等の共有部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等	
状況把握及び生活相談サービス費	状況把握サービス（安否確認、緊急通報への対応） 生活相談サービス（一般的な相談・助言、専門家や専門機関への紹介）	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2のとうり	
その他のサービス利用料		

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間（償却年月数）		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	10人
	75歳以上85歳未満	13人
	85歳以上	17人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	0人
	要支援2	1人
	要介護1	4人
	要介護2	3人
	要介護3	8人
	要介護4	16人
	要介護5	8人
入居期間別	6か月未満	4人
	6か月以上1年未満	4人
	1年以上5年未満	9人
	5年以上10年未満	23人
	10年以上	0人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人 / 0人
入居者数		40人

(入居者の属性)

性別	男性	20人	女性	20人	
男女比率	男性	50%	女性	50%	
入居率	88.9%	平均年齢	81.8歳	平均介護度	3.4

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	2人
	社会福祉施設	1人
	医療機関	2人
	死亡者	6人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	(解約事由の例) 0人
	入居者側の申し出	(解約事由の例) 0人

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		施設長 須藤 篤	
電話番号 / F A X		06-4392-1190 / 06-4392-1191	
対応している時間	平日	9:00～17:30	
	土曜	9:00～17:30	
	日曜・祝日	9:00～17:30	
定休日		なし	
窓口の名称 (大阪市有料老人ホーム指導担当)		大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課、高齢施設課	
電話番号 / F A X		06-6241-6315 / 06-6241-6604	
対応している時間	平日	9:00～17:30	
定休日		土日祝	
窓口の名称 (大阪市サービス付き高齢者向け住宅担当)		大阪市都市整備局企画部住宅施策課 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ	
電話番号 / F A X		06-6208-9228 / 06-6202-7064 06-6241-6317 / 06-6241-6608	
対応している時間	平日	9:00～17:30	
定休日		土日祝	
窓口の名称 (虐待の場合)		西成区役所 介護保険グループ	
電話番号 / F A X		06-6659-9859 / 06-6659-9468	
対応している時間	平日	9:00～17:30	
定休日		土日祝	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
	加入内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険	
	その他		
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュアルに基づき速やかに対応します		
事故対応及びその予防のための指針	あり		

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況		ありの場合	
		実施日	令和3年3月
		結果の開示	あり
			開示の方法
第三者による評価の実施状況		ありの場合	
		実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
開示の方法			

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開・入居希望者に交付
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 1回
		構成員	施設長及び入居者（代表者）又はその身元引受人等（成年後見制度に基づき後見人等を含みます。）
		なしの場合の代替措置の内容	入居ご家族及び入居者に資料配布郵送しご意見を収集する。
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族様等に関する秘密及び個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に努めます。 ・利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合や、その他の正当な理由がある場合又は利用者及びご家族様の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後において、第三者に漏らしません。 ・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とします。 ・事業者はサービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者様及び家族様等の同意を得ます。 		
緊急時等における対応方法	各住居の端末により緊急呼び出し装置を利用し2階事務所へ通報		
大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱等に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「6. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項			
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

添付書類：別添1（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）

別添2（入居者の個別選択によるサービス一覧表）

上記の重要事項の内容、並びに介護サービス等及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住所

氏名

様

（入居者代理人）

住所

氏名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

令和

年

月

日

説明者署名

(別添1)事業者が運営する介護サービス事業一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	介護支援センター・鶴見橋 介護支援センター・西住之江	大阪市西成区鶴見橋3-2-5 大阪市住之江区北島1-4-22
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	あり	土田クリニック	大阪市住吉区我孫子西2-2-20
訪問リハビリテーション	あり	土田クリニック	大阪市住吉区我孫子西2-2-20
居宅療養管理指導	あり	土田クリニック	大阪市住吉区我孫子西2-2-20
通所介護	あり	リハビリデイサービス大きな手・鶴見橋 リハビリデイサービス大きな手・西住之江	大阪市西成区鶴見橋3-2-5 大阪市住之江区西住之江3-4-11
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	あり	介護支援センター	大阪市西成区鶴見橋3-1-17
特定福祉用具販売	あり	介護支援センター	大阪市西成区鶴見橋3-1-17
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	あり	介護支援センター	大阪市西成区鶴見橋3-1-17
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	あり	土田クリニック	大阪市住吉区我孫子西2-2-20
介護予防訪問リハビリテーション	あり	土田クリニック	大阪市住吉区我孫子西2-2-20
介護予防居宅療養管理指導	あり	土田クリニック	大阪市住吉区我孫子西2-2-20
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	介護支援センター	大阪市西成区鶴見橋3-1-17
特定介護予防福祉用具販売	あり	介護支援センター	大阪市西成区鶴見橋3-1-17
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供する入居者の個別選択によるサービス一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※ (税抜)	
介護サービス	食事介助	なし		
	排せつ介助・おむつ交換	なし		
	おむつ代	あり		お持ち込み、施設内での購入 (実費) も可能
	入浴 (一般浴) 介助・清拭	なし		
	特浴介助	なし		
	身辺介助 (移動・着替え等)	なし		
	機能訓練	なし		
	通院介助	あり	1,100円/30分	
生活サービス	居室清掃	なし		
	リネン交換	なし		
	日常の洗濯	あり	220円/1回	介護保険サービス外の洗濯を希望された場合
	居室配膳・下膳	なし		
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		
	おやつ	なし		
	理美容師による理美容サービス	あり		外部からの訪問理美容で実費負担
	買い物代行	あり	1,100円/30分	
	役所手続代行	あり	1,100円/30分	
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理サービス	定期健康診断	あり		年2回定期健康診断の機会を設定 実費負担
	健康相談	あり		随時相談可
	生活指導・栄養指導	なし		
	服薬支援	なし		
	生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	なし		
入退院のサービス	移送サービス	なし		
	入退院時の同行	なし		
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし		
	入院中の見舞い訪問	あり		適宜

※「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。